

# 平成 31 年 宜野湾市教育委員会第 3 回会議録

教育長 知念春美

教育委員 大城進

開催日時：平成 31 年 2 月 25 日 開会 13：15 閉会 15：30

開催場所：教育委員会会議室

出席委員：知念春美教育長、大城進教育長職務代理者、平良明子委員、  
石川正信委員、普天間みゆき委員

## 出席職員

- 【教育部】教育部長 比嘉透、教育部次長 桃原忍子  
(総務課) 教育企画係長 城間香代子、教育企画係主事 宮竹紗弓
- 【指導部】指導部長 甲斐達二、指導部次長 崎間賢  
(指導部) 指導課長 玉城健蔵  
(学務課) 学務係長 普天間奈々、事業管理係長 名幸仁  
(青少年サポートセンター) 所長 文栄広美

## 議事日程

- 議案第 4 号 宜野湾市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について  
議案第 5 号 議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出について  
「交通事故に関する和解等について」  
議案第 6 号 議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出について  
「平成 30 年度宜野湾市一般会計補正予算 (第 7 号)」

## 報告事項

- ・平成 31 年度 (平成 30 年度事業) 点検評価対象項目の選定について

○知念春美 教育長 こんにちは。本日の出席委員は4名で、定数に達しております。ただ今から、平成31年第3回宜野湾市教育委員会定例会を開催いたします。本委員会で審議します案件は3件となっております。本日の会議録の署名人は、大城教育委員を指名したいと思います。よろしくお願いいたします。前回までの会議録につきましては、準備中のため、次回以降にご承認いただきたいと思っております。それでは、審議に入ります前に、教育長諸般の報告を行います。

---

#### <教育長諸般の報告>

1月23日(水)、ぎのわんの“字(あざ)展”「美らさ浜ぬ真砂うちどうまい」オープニングテープカットをいたしました。翌日、「平成31年福祉関係者新春の集い」に参加。25日(金)、「平成30年度沖縄県都市教育長協議会第3回会議」が沖縄市でございました。27日(日)、「長田幼稚園・長田小学校創立20周年記念式典・祝賀会」に委員共々の出席です。29日(火)、「真志喜中学校区幼小中連携事業最終年度実践報告会」へ、こちらも委員共々の出席です。翌日30日(水)、「平成30年度第2回はごろも教育ネット推進会議」に参加です。31日(木)、「平成30年度九州都市教育長協議会第2回理事会」へ、2月1日(金)までの2日間、鹿児島へ出張してまいりました。2日(土)、「生涯学習フェスティバル2019オープニングセレモニー」があり、フェスティバルは翌日の日曜日まで2日間ございました。大変、大盛況で良かったです。6日(水)、「宜野湾市定例校長会」、7日(木)、8日(金)、12日(火)、「平成30年度教職員評価システムに係る校長面談」を計3回行い、13名の校長先生との面談を終えました。8日(金)、「平成30年度宜野湾市健康づくり推進協議会」に参加。9日(土)、「第41回中頭地区学力向上実践推進大会 in 宜野湾市」に、教育委員共々参加です。翌日10日(日)、「真志喜中学校創立40周年記念式典・祝賀会」、こちらも教育委員共々、出席いたしました。13日(水)、「宜野湾市定例教頭会」に出席。14日(木)、「平成30年度中頭地区市町村教育長会第8回定例会」、「第3回中頭地区学力向上推進委員会」に参加です。15日(金)、「宜野湾市特別支援学級お別れスポーツ・レク大会開会式」に出席いたしました。17日(日)、「平成30年度長田区公民館まつり」に出席。19日(火)、「平成31年第2回臨時教育委員会会議」、管理職人事についてご承認していただきました。そして本日、「平成31年第3回定例教育委員会会議」となっております。この後は一般質問の割り振り会議に出席ということになっております。以上が諸般の報告でございます。休憩します。

---

○知念春美 教育長 再開します。日程1「議案第4号 宜野湾市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について」を議題といたします。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。指導部長。

○甲斐達二 指導部長 それでは議案書1頁をお開き下さい。

議案第4号 宜野湾市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について

宜野湾市立学校職員服務規程の一部を次のように改正したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号の規定により、教育委員会の議決を求める。平成31年2月25日提出。宜野湾市教育委員会 教育長 知念春美。

提案理由でございます。宜野湾市立幼稚園管理規則の改正及び機械警備導入による学校警備員の配置・廃止に伴い、訓令の一部を改正する必要があるためでございます。

宜野湾市立幼稚園管理規則の改正と機械警備について、ご説明申し上げます。宜野湾市立幼稚園管理規則は平成27年に全部改正され、預かり保育の条文が追加されております。そのため宜野湾市立学校職員服務規程の幼稚園に関する部分に条文のズレが生じております。機械警備については、平成28年度より導入され、常駐の警備員はおらず、巡回警備となっております。宜野湾市立学校職員服務規程の警備員の条文を削除する必要があります。それでは、宜野湾市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について、ご説明申し上げます。新旧対照表1頁をお開き下さい。左側が現行で、右側が改正後の案となっております。宜野湾市立幼稚園管理規則の全部改正が行われることに伴い、当該改正箇所を引用している宜野湾市立学校職員服務規程の条について改正するものです。改正前の幼稚園管理規則「第24条 その他服務に関する事項について」が同規則の「第44条」に条の繰り下げがされたため、当該改正箇所引用部分の条を改正しております。以下、同様の改正となります。第2条第1項第1号中、所属長について、幼稚園管理規則第13条において「園長」について定めた部分を「第32条第1項及び同条第3項」に改め、同条第1項第2号において「職員」について定めた部分を「第32条第1項、第2項及び第34条」に改めております。次に、第13条中、「第15条 有給休暇」について定めた部分を「第39条」に改めております。そして、「警備員の服務」について定めた、第24条から第30条までの常駐警備に関する条文を削除し、第31条を第24条に繰り上げてございます。議案書へ戻っていただき、2頁をお開き下さい。附則でございます。この規則は、平成31年4月1日から施行する。としております。以上、ご説明申し上げ、後はご質疑にお答えしたいと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○知念春美 教育長 本件に対する質疑を許します。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。石川委員。

○石川正信 委員 一部を改正するという事は、必要なことです。ただ、この時期になったのは、どうしてなのか。前もってできなかったのかなと思います。

○知念春美 教育長 指導部長。

○甲斐達二 指導部長 石川委員のご質問にお答えいたします。本来は、おっしゃる通り、幼稚園管理規則が平成 27 年に全部改正した際、直ちに学校職員服務規程についても、その全部改正を受けて改正するのが望ましいことは当然でございます。平成 27 年度に、子ども子育て支援新制度が始まりまして、幼稚園の規則が変わっております。幼稚園管理規則が改正されたのに、服務規程を改正していませんでしたので、今回、改正している、ということでございます。

○知念春美 教育長 大城委員。

○大城進 委員 関連して、まず学校管理規則については、ご承知の通り、教育委員会と学校の関係として予め定めておくこと。市の場合は、学校と幼稚園、両方ありますので、やはり、学校管理規則も幼稚園管理規則においても、統一的、自律的、そして円滑な学校運営を図ることは、必要不可欠であり、学校長は常にこれを見て仕事をしています。その意味から、学校管理規則の整備は大事だということ、何かある時は、必ずこれが重要になってきます。ですから、やはり指摘のとおり、条文と内容の一致は行政として怠ってはならないこと、今回の点も、気がついた時に、必ず改正を行っていくという姿勢を怠ってはいけないと思います。それを踏まえて、点検の意味も含めて確認したいと思います。対照表の 1 頁、趣旨の第 1 条で、宜野湾市立学校管理規則は、制定年が昭和 57 年、そして、宜野湾市立幼稚園管理規則の制定年は昭和 63 年となっています。学校管理規則の 57 年については、問題はなく、学校管理規則の根本、つまり制定された年は、昭和 57 年ということで理解できます。しかし、幼稚園管理規則の 63 年、規則番号第 7 号というのは、左の現行欄からそのまま持ってきていますけど、疑問というか、確認したいことは、今年の第 1 回定例教育委員会会議の時も、管理規則として 2 つの学校管理規則と幼稚園管理規則を改正し、両方議案で挙がっていました。その際の、資料と照らし合わせて、その際には、幼稚園管理規則については、平成 27 年教育委員会規則第 14 号となっていました。平成 31 年第 1 回定例教育委員会、議案資料 22 頁の上のところですか。平成 27 年教育委員会規則第 14 号となっています。そして、今日出されている議案資料の中にある幼稚園管理規則の左上にも、同じように平成 27 年 11 月 20 日教育委員会規則第 14 号と書かれています。学校管理規則は、昭和 57 年の第 1 号で間違いはないと思いますが、この幼稚園管理規則に関しては、平成 27 年 11 月 20 日規則第 14 号が根本、つまり制定年になるのではないかと、思われます。私の憶測ですが、これまでの皆さんが事務局として出された資料等を鑑みる時に、幼稚園管理規則に関しては、

平成 27 年第 14 号になるのではないかと、というのが私の質問です。

○知念春美 教育長 総務課教育企画係長。

○城間香代子 総務課教育企画係長 規則であったり、規程であったり、法の正式名称の後ろに昭和や平成等の、改正、制定年を、法、規則番号を付しています。正式名称は、宜野湾市立幼稚園管理規則ですが、何年規則第何号と後に略称するために、括弧で閉じている言葉があります。これ丸括弧で抑えている部分ですが、本来でしたら、大城委員がおっしゃるように、宜野湾市立幼稚園管理規則は、平成 27 年に全部改正されておりますので、今回の改正の時に合わせて、同様に平成 27 年教育委員会規則第 14 号と改めるべき箇所であります。ご指摘の通り、改正漏れがありましたので、合わせて今回の訂正で、教育長の権限で字句の改めとして改正させていただければ、と思います。

○知念春美 教育長 本件に対する質疑も尽きたようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。これより、宜野湾市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について、を採決いたします。本件は原案の通り、承認することにご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案の通り承認されました。これにて日程 1 議案第 4 号を終了いたします。続きまして、日程 2 「議案第 5 号 議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出について 交通事故に関する和解等について」を議題といたします。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。指導部長。

○甲斐達二 指導部長 議案書 14 頁と議案資料第 24 号「交通事故に関する和解等について」資料 1、2 をご準備下さい。内容についてご説明申し上げます前に、この度、教育委員会指導部青少年サポートセンターにおいて発生した交通事故につきまして、被害者を始め関係者の皆様方に対し、ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。大変、申し訳ございませんでした。

それでは、議案第 5 号 議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申し出について。平成 31 年 3 月宜野湾市議会定例会に提案する教育委員会に係る議案について、宜野湾市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 8 号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。平成 31 年 2 月 25 日提出。宜野湾市教育委員会 教育長 知念春美。

提案理由でございます。教育委員会の議決を経るべき議案「交通事故に関する和解等について」の作成にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条第 1 項

の規定により、市長から意見を求められたことに伴い、教育委員会の議決を得る必要があるためでございます。それでは、事故の概要についてご説明申し上げます。平成 30 年 8 月 30 日（木）午後 4 時 26 分頃、市道普天間 3 区喜友名線 通称いすの木通りの普天間二丁目 2 番 7 号付近の車道にて、本市臨時職員が運転する公用車が、信号待ちで停車中の車両に追突した事故でございます。追突により相手方車両は、後部トランク部分、ナンバープレート、右後方部のリアバンパー等が破損し、追突の衝撃で、運転手の女性が負傷した事故でございます。3 名の同乗者は診断の結果、特に異常はありませんでした。事故の原因といたしましては、公用車を運転していた臨時職員が相談生徒を自宅へ送り届けた後に、渋滞している路線の信号待ちで前方への注意、確認を怠ったことが原因でございます。以上が事故の概要でございます。損害賠償につきましては、お配りしております資料「損害賠償額一覧表」をご覧ください。損害賠償総額は 60 万 1,069 円となっております。内訳といたしましては、当事者へ通院費、休業損害、慰謝料を含む損害賠償額 11 万 3,136 円、医療機関受診料と薬剤費 6 万 5,054 円、また、同乗者 3 名分の慰謝料、介護料を含む損害賠償額 3 万 1,350 円と医療機関受診料 3 万 3,207 円でございます。車両修繕に係る賠償金につきましては、35 万 8,322 円となっております。2 枚目の資料につきましては、被害者の車両の損傷について、写真を掲載しています。今回の事故の過失割合につきましては、本市に 100%の過失がある判断となっております。なお、今回の事故に伴う損害賠償金については、被害者との賠償金の額の決定等に期間を要するため、被害者の生活費等の経済的な負担を示談解決まで引き延ばすことは、円満な示談交渉に支障をきたすことが想定されたため、一般会計予算の予備費より賠償金に充当し概算払いを行っております。内訳といたしましては、損害賠償額 60 万 1,069 円の内 45 万 6,583 円を概算払いしております。残り 14 万 4,486 円は和解契約締結後お支払いする予定となっております。最終的には、全国市有物件災害共済会の損害賠償共済で補うこととなります。概算払いの根拠といたしましては、地方自治法施行令第 162 条第 6 号の規定及び市財務規則第 64 条第 1 項第 3 号の規定によるものでございます。公用車の安全運転につきましては、これまでも部内会議等で再三注意喚起を促してきたところではございますが、今回の事故発生について、改めてお詫び申し上げます。大変、申し訳ございませんでした。今後も公用車の安全運転につきましては、安全運転マニュアルを遵守し、なお一層の安全運転を心がけるよう職員への周知を徹底して参ります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○知念春美 教育長 本件に対する質疑を許します。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。石川委員。

○石川正信 委員 運転手の免許歴は、どれぐらいのキャリアがあったのか。

○知念春美 教育長 指導部長。

○甲斐達二 指導部長 お答えいたします。運転していた職員は、本務代替職員で、免許歴は3年でございます。

○知念春美 教育長 他にございますでしょうか。大城委員。

○大城進 委員 議会に挙げるということは、この60万ものお金は、公金からということですか。普通であれば、私たちは自賠責とそれにプラスアルファで車両任意保険を付けて、何かあったときは、全てカバーできるようにしてあります。車両保険が整備されていて、全額保障されますか。また、それについて、議会の報告事項としてあるのか等について説明お願いできますか。

○知念春美 教育長 指導部長。

○甲斐達二 指導部長 大城委員のおっしゃる通りでございます。50万円を越える場合には、議会の議決を求める必要があるために、今回、上程してございます。

○知念春美 教育長 大城委員。

○大城進 委員 公金からの支出は今回はない、ということで理解してよろしいでしょうか。

○知念春美 教育長 指導部長。

○甲斐達二 指導部長 公金からの支出が100%でございます。

○知念春美 教育長 教育部長、補足説明をお願いします。

○比嘉透 教育部長 今回、相手側との示談交渉を長引かせるのは、あまり好ましくない理由であるということで、公金の予備費から先んじて支出をしていて、今回の不足部分についても補って、提案をさせていただくこととございます。あわせて、この支出金額については、後々に全国市有物件損害賠償保険で全てまかなえる仕組みとなっております。

○知念春美 教育長 本件に対する質疑も尽きたようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。これより「議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申し出について」「交通事故に関する和解等について」を採決いたします。本件は原案の通り、承認することにご異議ありませんでしょうか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案の通り承認されました。これにて日程2議案第5号を終了いたします。続きまして日程3「議案第6号 議会の議決

を経るべき事件の議案に対する意見の申し出について」「平成 30 年度宜野湾市一般会計補正予算第 7 号」を議題といたします。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。教育部長。

○比嘉透 教育部長 それでは、議案書 7 頁をお開き願います。議案第 6 号 議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申し出について

平成 31 年 3 月宜野湾市議会定例会に提案する教育委員会に係る議案について、宜野湾市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 8 号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。平成 31 年 2 月 25 日提出。宜野湾市教育委員会 教育長 知念春美。

提案理由でございますが、教育委員会に係る議会の議決を経るべき議案「平成 30 年度宜野湾市一般会計補正予算第 7 号」の作成にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条第 1 項の規定により、市長から意見を求められたことに伴い、教育委員会の議決を得る必要があるためでございます。

8 頁をお開き下さい。平成 30 年度宜野湾市一般会計補正予算 第 7 号として、次の経費を宜野湾市長に対し要求する。

歳入歳出予算の補正。第 1 条 教育関係歳入予算の総額から、1 億 4,819 万 2 千円を減額し、教育関係歳入予算の総額を 33 億 8,367 万 8 千円とする。また、教育関係歳出予算の総額から 2 億 333 万 1 千円を減額し、教育関係歳出予算の総額を 71 億 909 万 1 千円とする。第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第 2 表 繰越明許費補正」による。

地方債の補正。第 3 条 地方債の変更は「第 3 表 地方債補正」による。

それでは、9 頁をお願いいたします。9 頁は歳入歳出の款項ごとの補正前の金額、補正額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額になります。今回の補正は、各種事業の予算執行残や入札執行残に伴う予算の整理、各種補助事業の交付内示額や実績見込みに伴う事業費の変更が主なものでございます。詳細につきましては、12 頁以降の事項別明細書にて後ほど説明させていただきます。

10 頁をお願いします。第 2 表 繰越明許費補正の追加でございます。10 款 2 項 小学校費について、志真志小学校校舎本体工事の遅れに伴い、志真志小学校備品購入事業、志真志小学校校舎増改築事業、志真志小学校併行防音事業、志真志小学校屋外教育環境整備事業を次年度へ繰越するものでございます。また、大謝名小学校屋内運動場・水泳プール増改築事業については、基本設計において、学校及び関係機関との調整に想定以

上の期間を要し、年度内の事業執行が困難となったことから次年度へ繰越し、小学校費計5件、事業費で、15億2,782万8千円の繰越明許費を追加するものでございます。

3項中学校費 3億2,856万9千円の繰越補正につきましては、中学校施設防災機能強化事業において、嘉数中学校武道場天井改修向上が、入札不調により工事請負契約スケジュールに遅れが生じ、年度内事業執行が困難となったこと、また、普天間中学校の防音機能復旧事業、校舎大規模改造事業において、工事用通路の変更や粉塵対策等の調整などで、仮設校舎の建て付け完了が遅れたこと等から、年度内事業執行が困難となり、次年度へ繰越すものでございます。

5項社会教育費 教育用コンピューター整備事業につきましては、普天間中学校防音機能復旧事業が遅れたことで、電子黒板やパソコン等の移設工事が、年度内で困難となったことから繰越すものでございます。

11頁をお願いいたします。第3表の地方債補正でございます。事項別明細書20頁の歳入21款に詳細はございますが、小学校債・中学校債の限度額を補助金、事業費を整理する中で、それぞれ増・減額補正するものでございます。

次の頁をお願いします。12頁からは、歳入の事項別明細書になります。事項別明細書につきましては、主だったものをご説明申し上げます。

13頁をお開き下さい。13款1項6目 教育使用料 3節 幼稚園使用料 758万9千円の減額補正につきましては、説明欄一つ目の丸、保育料、二つ目の丸、預かり保育料とも、利用人数が当初見込みより減少したことにより、使用料を減額するものです。

14頁をお願いいたします。14款1項4目 教育費国庫負担金 子ども子育て施設型給付負担金私立分 374万3千円につきましては、児童見込み数及び各種加算の追加認定による公定価格総額の増並びに対象施設の追加により増額補正するものです。

15頁をお願いいたします。14款2項9目 教育費国庫補助金 小学校費の説明欄二つ目の丸、学校施設環境改善交付金、志真志小学校校舎増改築事業 3,080万4千円につきましては、補助単価の加算による増額補正でございます。中学校費一つ目の丸、要保護生徒援助費 82万7千円の減額について修学旅行実施学年認定生徒数が当初見込みより少なかったことによる減額補正でございます。3節、幼稚園費の幼稚園就園奨励費私立分 74万4千円の減額につきましては、実績見込み額に伴う国庫補助金の減額補正でございます。14款2項10目 防衛施設整備国庫補助金、説明欄、一つ目の丸、志真志小学校校舎併行防音事業費、二つ目の丸、普天間中学校防音機能復旧事業費の歳入減につきましては、事業費の確定に伴う減額補正でございます。

16頁をお願いいたします。15款1項4目 教育費県負担金、説明欄、子ども子育て施設型給付負担金 私立分 187万1千円につきましては、14頁の14款1項4目 教育

費国庫負担金でもご説明申し上げましたとおり、児童見込み数及び各種加算の追加認定による公定価格総額の増並びに対象施設の追加に伴う県負担金の増額補正でございます。

17 頁をお願いいたします。15 款 2 項 8 目 教育費県補助金、2 節の社会教育費、説明欄 二つ目の丸、放課後子ども教室推進事業費 39 万 9 千円、三つ目の丸、地域学校協働活動推進事業費の 241 万 3 千円の減額につきましては、実績確定に基づく減額補正でございます。6 節 説明欄 二つ目の丸、沖縄振興公共投資交付金事業費・志真志小学校水泳プール改築 1,506 万円、その下の志真志小学校太陽光発電整備 89 万 1 千円、7 節の普天間中学校校舎大規模改造 1,361 万 6 千円は、補助単価加算による増額補正でございます。

18 頁をお願いいたします。10 節、幼稚園費、子ども子育て施設型給付補助金 私立分の 148 万 9 千円の増額につきましては、国庫負担金、県負担金で説明した理由による県補助金の増額補正でございます。

19 頁をお願いいたします。20 款 5 項 1 目 教育費受託事業収入 説明欄、文化財調査受託金、545 万 9 千円の減額につきましては、西普天間住宅地区埋蔵文化財緊急発掘調査事業における契約残及び執行予定見込み等によるものでございます。

20 頁をお願いいたします。21 款 1 項 7 目の教育債の減額補正につきましては、事業費確定に伴う歳入の増及び、歳出減による起債の減額や、起債対象経費の精査等による減額補正でございます。増額となっております、普天間中学校防音機能復旧事業債においては、起債対象経費の精査及び充当率変更による増額補正でございます。

21 頁をお願いいたします。21 頁からは歳出の事項別明細書になります。補正内容のほとんどが各事業の不用額や契約執行残などによる減額補正でございますので、主だったものをご説明申し上げたいと思います。2 款 1 項 8 目 市民会館費、説明欄 01 市民会館維持管理事業 152 万円の減額は、警備委託や清掃業務委託等の 8 つの契約執行残による増額補正でございます。その下の 02 市民会館施設整備事業 1,574 万 3 千円の減額につきましては、電灯設備改修工事の執行予定見込額等が確定したことによる減額補正でございます。

22 頁をお願いいたします。10 款 1 項 2 目 事務局費の説明欄 01、職員給与につきましては、教育委員会職員の育児休暇取得者や、病気休職者の給与の減額及び給与改定に伴う補正でございます。以下、各事業費における職員給与補正につきましても、同様な理由で補正を行っておりますので、各事業での説明は割愛させていただきます。次に、説明欄 02、教育委員会総務事務運営費の減額につきましては、志真志小学校校舎落成式委託料 118 万 9 千円と、事業消耗品費 9 万 6 千円を減したことによる補正でございます。

す。説明欄 05、臨時職員雇用事業 552 万 9 千円の減額につきましては、主に臨時職員の未配置に伴う、社会保険料負担金の減額補正でございます。10 款 1 項 3 目 教育指導費 説明欄 01、派遣費補助金交付金事業 410 万円の減額につきましては、派遣人数が当初見込みに比べ、少なかったことによる減額補正でございます。

24 頁をお願いいたします。10 款 2 項は小学校費でございます。1 目 学校管理費 説明欄 02 公立小学校保全業務委託事業の減額につきましては、志真志小学校の校舎建設工期に合わせ、機械警備機器の移設費用を計上しておりましたが、校舎完成時期が次年度に延長されることになったため、委託料 207 万 5 千円を減額補正するものでございます。次に 2 目 教育振興費 説明欄 02、要保護及び準要保護学用品費援助事業 221 万 4 千円につきましては、平成 29 年度に準要保護認定基準値を見直したことで、沖縄県の周知広報事業の実施により、認定児童数が当初見込数 1,511 人から 1,608 人と 97 人増加したことによる援助費の増額補正でございます。3 目 学校建設費、説明欄 01、大謝名小学校屋内運動場・水泳プール増改築事業 687 万 7 千円、次頁の 03 志真志小学校屋外教育環境整備事業 239 万 1 千円、04 の志真志小学校校舎併行防音事業の 3,915 万 9 千円の減額につきましては、事業費確定による契約執行残などの減額補正でございます。少し戻りますが、説明欄 02、志真志小学校校舎増改築事業使用料及び賃借料 4,344 万 5 千円につきましては、校舎建設が延びたことから、仮設校舎と駐車場の賃借料を平成 31 年 9 月 31 日まで延長するため、増額補正をするものでございます。

26 頁をお願いいたします。10 款 3 項 中学校費でございます。1 目、学校管理費の説明欄 02、公立中学校施設維持管理事業の光熱水費 472 万 3 千円は、電気料金高騰による光熱水費の不足分を増額補正しております。2 目、教育振興費 説明欄 03 の特別支援教育就学奨励費援助事業 58 万 3 千円は、当初見込の 36 人より、認定生徒数 46 人と 10 人増えたことによる増額補正でございます。3 目、学校建設費の減額補正につきましては、契約執行残など事業費確定による減額補正でございます。

29 頁をお願いいたします。10 款 4 項 1 目 幼稚園費、説明欄 02、預かり保育事業 296 万 6 千円の減額でございますが、預かり保育臨時幼稚園教諭の有資格者と無資格者との賃金の差額、及び預かりパートの未配置による減額補正でございます。説明欄 03 の私立幼稚園就園奨励補助事業 400 万円の減額は、補助対象者の減による減額補正でございます。

30 頁をお願いいたします。説明欄 06 子ども子育て施設型給付事業は 1,164 万 5 千円の増額につきましては、児童見込み数の増及び各種加算の追加認定による公定価格総額の増、並びに対象施設の追加による増額補正でございます。

31 頁をお願いいたします。10 款 5 項 1 目 社会教育総務費、説明欄 04、地域学校協

働活動推進事業 259 万 3 千円の減額につきましては、学校支援地域コーディネーターの報償費において、当初見込み活動時間数より実績活動時間数が少なかったことによる減額補正でございます。3 目 文化費、説明欄 04 の文化財保存整備事業につきましては、今年度は野嵩クシヌカーの保存整備実施設計と、石積実測、小祿墓石彫香炉及び石彫獅子の修復等を委託しましたが、その事業確定により 153 万 4 千円を減額するものです。説明欄 05 文化財説明板・標識設置事業 委託料の 373 万 7 千円の減額につきましては、地域文化財案内板等レイアウト作成委託と看板設置業務、そして指定地外の民有地にあった大山貝塚文化財標識等を指定地内へ移設する業務について、委託契約が完了したので契約執行残を減額補正するものでございます。説明欄 06、西普天間住宅地区埋蔵文化財緊急発掘調査事業の減額補正につきましては、使用料及び賃借料において、パソコン等借上台数が、6 台から 4 台に変更になったことと、入札執行残により 343 万 3 千円を減額するものです。

33 頁をお願いいたします。10 款 5 項 7 目 学習センター費 説明欄 02、教育用コンピュータ整備事業 1,665 万 3 千円の減額につきましては、志真志小学校校舎完成が次年度へ繰越しになったことにより、本校舎ネットワーク機器移設とパソコン等移設が年度内で執行できなくなったことと、普天間中学校においては、防音機能復旧事業が次年度繰越しとなり、仮設校舎ネットワーク機器移設工事が執行できなくなったことにより、工事請負費を減額補正するものでございます。説明欄 03、青少年サポートセンター事務運営費の増額補正につきましては、先ほど議案第 5 号で審議しました青少年サポートセンター公用車の交通事故に伴う損害賠償金 14 万 5 千円を増額補正するものでございます。

35 頁をお願いいたします。10 款 6 項 1 目 保健体育総務費 説明欄 02、体育振興運営費の減額につきましては、スポーツ推進委員 1 人がご自身の体調不良により辞められたことと、一般臨時職員について、3 ヶ月間の未配置の期間があったこと等から、158 万 3 千円減額補正するものでございます。10 款 6 項 3 目 給食センター費の説明欄 02、給食センター維持管理費につきましては、A 重油や燃料費高騰のため 115 万 9 千円を増額し、光熱費については、使用料が減ったことによる減額補正でございます。

以上、議案第 6 号、議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申し出について、ご説明を申し上げました。教育委員会に係る議会の議決を経るべき議案「平成 30 年度宜野湾市一般会計補正予算第 7 号」のご審議の程よろしくお願いいたします。

○知念春美 教育長 本件に対する質疑を許します。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。石川委員。

○石川正信 委員 10 頁の第 2 表 繰越明許費補正の中学校施設防災機能強化事業の説

明のところでありました、嘉数中学校武道場の天井の入札が遅れているというのは、どのような理由があるのか。学校現場としては、即、改修してもらいたいとおそらく思うはずですが、どうして遅れたのか、理由をお聞きしたいと思います。

○知念春美 教育長 教育部長。

○比嘉透 教育部長 嘉数中学校の武道場に係る事業が繰越しになりましたのは、当初、入札を執行いたしまして、その入札が不調になったということから、今回、繰越しをして、対処していきたいという理由があります。実際、工事の取扱いについては、1業者と随意契約を締結し、工事を延ばしながら対処していくということで、契約は済んでいるところでございます。

○知念春美 教育長 他にございますでしょうか。大城委員。

○大城進 委員 9頁の歳入歳出予算のところでは質問です。歳入の国庫支出金で1億2,912万9千円、歳出の中学校費で1億1,934万4千円という大きな額が減額されています。それについて、どうしてかと思いましたが、10頁の説明によって、志真志小学校、普天間中学校の事業が、31年度に繰越しされるからだとありました。施設と教育活動は、一体化しています。そこで、施設も良いものを造っていく必要が、教育活動の前提にあります。31年度には、やはりいろいろな事情があっても完成させること、その見通しは大丈夫ですか。

○知念春美 教育長 教育部長。

○比嘉透 教育部長 大変ご心配をおかけしていることは、申し訳なく思っているところでございます。志真志小学校につきましては、当初1月末日の予定でしたけれども、半年程度、7月の末日まで校舎、プレハブの撤去まで入れますと、9月末日までを予定して、今、工事スケジュールを改めて執行させていただいている、ということでございます。今年の7月、あるいは9月には授業が再開できるように今努めているということで、ご報告申し上げたいと思います。普天間中学校につきましては、校舎のほうは、今年の5月までで整備が捗る予定です。そのプレハブの移設までにつきましては、一月間、6月の末日まで予定してございますので、校舎自体の引っ越しは5月の末日を予定している、ということでご理解いただければ、と思います。

○知念春美 教育長 大城委員。

○大城進 委員 31頁から33頁の文化費のところでは質問をお願いします。西普天間地区は、宜野湾市に住む者としても非常に関心がございます。特に文化財は、昨年も色々見させて頂きましたが、チュンナガー等々、まだ見ていない文化財もあります。そこで450万の減額や、他にも100万単位で減額になっていますが、西普天間住宅地区埋蔵文化財緊急発掘調査事業は非常に大事ですので、このチャンスを逃さないように、そうい

った意味を踏まえての減額補正だと理解しておりますが、どうでしょうか。

○知念春美 教育長 教育部長。

○比嘉透 教育部長 この西普天間住宅地跡地利用推進事業費については、防衛局から10分の10の補助金、つまり10分の10の事業でございまして、契約を毎年、当初の4月末でやりまして、3月までの期間ということで進めさせていただく事業でございまして、今回、使用料、賃借料等において、パソコンの借り上げなどが当初6台で予算を組んでいたのが、4台で済んだ、ということと、あわせて委託の入札が343万円入札残が出たということで、適正、適法の処理をした上での減額ということですので、適正執行しているということで理解していただければと思います。

○知念春美 教育長 他にございますでしょうか。それでは質疑も尽きたようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。これより「議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申し出について」「平成30年度宜野湾市一般会計補正予算 第7号」を採決いたします。本件は原案の通り、承認することにご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案の通り承認されました。これにて日程3議案第6号を終了いたします。

○知念春美 教育長 それでは、本日の会議はこれにて閉会致します。たいへん、お疲れ様でした。

---

## 教育部の報告

平成31年度（平成30年度事業）点検評価対象項目の選定について

## 指導部の報告

特になし

---